

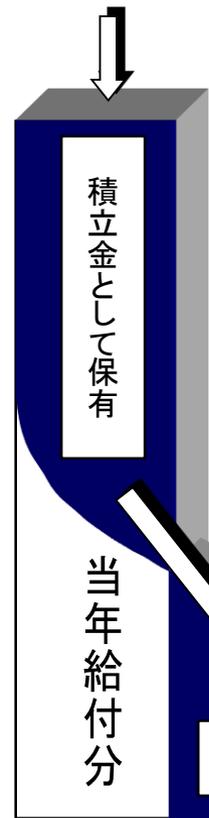
## 労災保険率設定の基本的考え方

- 労災保険率は、労働保険徴収法等の規定に基づき、事業の種類ごとに設定。  
 労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の保険給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、過去3年間の災害率等、社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮し定めると規定されている（徴収法第12条第2項、徴収令第2条）。  
 この規定に基づいて、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従って設定。
- 労災保険率の改定は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での検討を経て決定。
- 労災保険率の要素

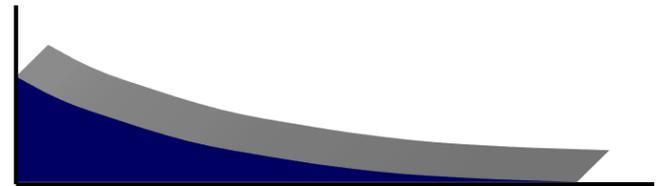
労 災 保 險 率	業 務 災 害 分	短期給付分…療養補償給付、休業補償給付等 純賦課方式（事業の種類により異なる料率） 一定期間（3年間）の収入と支出が均衡するように算定
		長期給付分…年金たる保険給付等 充足賦課方式（事業の種類により異なる料率） 労災事故の責任は労災事故発生時点の事業主集団が負うべきであるという観点から、災害発生時点の事業主集団から将来にわたる年金給付に要する費用を全額徴収する考えで算定し、将来給付分は、積立金として保有
	非業務災害分（通勤災害及び二次健康診断等給付分）	（全業種一律）
	社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用分	（全業種一律）
	年金積立調整費用（積立金の過不足を調整する部分）	（全業種一律）

## 労災保険の積立金と保険料収入の関係

保険料収入



=



- ・1年間の収入(保険料)
- ・積立金からの利子収入を次年度以降の給付に充当

1年間に裁定された新規年金受給者全員の将来給付総額

支出

次年度以降給付

1年

経過年数

## 労災保険率の設定に関する基本方針

平成 17 年 3 月 25 日制定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね 3 年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続の透明化を図ることとする。

### 1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類性のある業種グループ等に着眼して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

### 2 改定の頻度

労災保険率は、原則として 3 年ごとに改定する。

### 3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

#### (1) 算定の方法

##### イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去 3 年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

##### ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の方式により算定する。

(イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式(「純賦課方式」)により算定する。

(ロ) 長期給付分(年金たる保険給付等)

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)により算定する。

ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(イ) 業務災害分

- a 短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分
- b 長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分
- c 過去債務分(既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額)

(ロ) 非業務災害分等

非業務災害分(通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

4 労災保険率改定の手続等

労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。

# 労災保険のメリット制

事業の種類※1 ごとに定められている労災保険率※2 を個別の事業場に適用する際、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減することで、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図るもの

※1 54業種  
 ※2 2.5/1,000  
 ~88/1,000

## 継続事業（期限のない事業。事務所や工場など）

1. 連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たす事業が対象

- ① 平均100人以上の労働者を使用する事業
- ② 平均20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、以下の式を満たす事業

$$\frac{\text{労働者数} \times (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率})}{\text{非業務災害率}} \geq 0.4$$

- ・ 労災保険率が10/1,000の業種については、43人以上
- ・ 労災保険率20/1,000の業種については、21人以上

※非業務災害率…通勤災害及び二次健康診断等給付に係る率(0.6/1,000)

## 有期事業（期限のある事業。建設工事現場、木材伐出業）

### 一括有期事業

（複数の工事現場等を一括）

1. 連続する保険年度中の各保険年度において確定保険料が

- ① 100万円以上
- 又は
- ② 40万円以上100万円未満の事業が対象

### 単独有期事業（工事現場等）

1. 次の要件のいずれかを満たす事業が対象

- ① 確定保険料が40万円以上の事業
- ② 請負金額が1億1千万円以上（建設）、素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）の事業

2. 事業終了後、3か月（又は9か月）を経過した時点において、収支率に応じて、±40%（木材伐出業は±35%）の範囲で労災保険料を増減

$$\text{収支率}(\%) = \frac{\text{事業終了から3か月(又は9か月)を経過した日以前までの保険給付等の額}}{\text{確定保険料額}} \times 100$$

3. 適用例

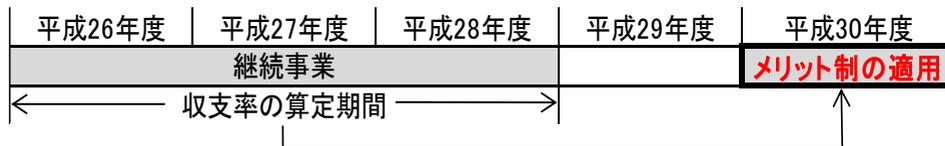


### （継続事業・一括有期事業共通）

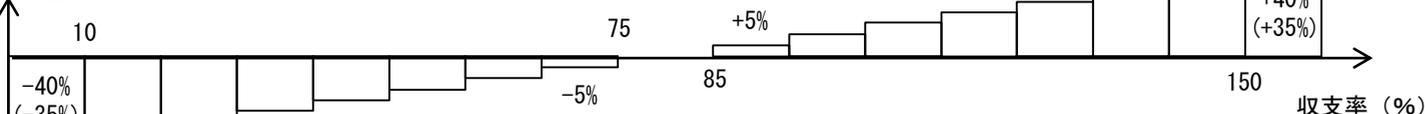
2. 連続する3保険年度の間における収支率に応じて、最大±40%（木材伐出業は±35%、一括有期事業の②の場合は±30%）の範囲で労災保険率を増減

$$\text{収支率}(\%) = \frac{\text{3年間の保険給付等の額}}{\text{3年間の保険料額}} \times 100$$

3. 適用例



メリット増減率 (%)



収支率に応じて、階段状に設定されているメリット増減率を適用